

薬生食輸発0325第1号  
令和2年3月25日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(オランダ産セルリアックのクロルプロファミ、ベトナム産きだちとうがらしのトリシクラゾール、インド産養殖えびのフラゾリドン及びフィリピン産マンゴーの検査命令免除対象輸出者の追加)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号(最終改正：令和2年3月23日付け薬生食輸発0323第1号)により通知したところである。

今般、インド政府において養殖ブラックタイガー(ウシエビ)の合成抗菌剤に係る対策が図られ、管理体制について確認できたこと、輸入時のモニタリング検査においてオランダ産セルリアックからクロルプロファミを検出し、ベトナム産きだちとうがらしからトリシクラゾールを検出したため検査命令を行うこととしたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正する。

また、フィリピン政府から、残留農薬に係る対策が図られたとして報告があった登録輸出業者について、検査命令免除対象輸出者に追加することから、同通知の別表31について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、オランダ産セルリアックのクロルプロファミ及びベトナム産きだちとうがらしのトリシクラゾールについては、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対して自主検査を指導することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとする。

記

1. 別添1のインドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	フラゾリドン	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖えび(ブラックタイガー(ウシエビ)を除く。)及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	フラゾリドン	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがあるため。

に改め、

2. 別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オランダ	セルリアック及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロロプロアム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるクロロプロアムが検出されるおそれがあるため。

を追加し、

3. 別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きだちとうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		トリシクラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるトリシクラゾールが検出されるおそれがあるため。

を追加する。